

仕様書

1 業務名称

令和7年度大阪・光の饗宴実行委員会中之島事業部資金管理業務委託（概算契約）

2 契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 履行場所

発注者が指定する場所

- ※大阪市中央卸売市場本場業務管理棟及び大阪シティ信用金庫福島支店
- インターネットバンキングを活用した支払については受注者事務所でも可能とする。
- なお、本業務の拠点となる事務所を受注者が大阪市内に確保すること

4 業務内容

(1) 口座管理

- ・発注者が用意する「大阪・光の饗宴実行委員会中之島事業部」名義の口座により、大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）中之島事業部資金を管理すること。
- ・実行委員会中之島事業部の会計を管理するため出納責任者を選任し、速やかに実行委員会に氏名を報告するとともに、発注者に同行し、銀行窓口において口座への登録手続きを行うこと。なお、その際、身分証明書等が必要となることに留意すること。
- ・口座管理にあたっては通帳と印鑑及びインターネットバンキングで管理することとし、キャッシュカードを利用してはならない。
- ・発注者から要求があった場合は、速やかに通帳等を開示できるよう管理すること。
- ・会計管理にあたっては、実行委員会会計規程（※[参考1](#)）及び中之島事業部資金出納要領（※[参考2](#)）を遵守すること。
- ・実行委員会が会計管理に関する質問を行い、又は説明若しくは資料の提出を求めた場合は速やかに対応すること。

(2) 金銭出納簿の作成（発注者指定様式）

- ・会計の管理にあたっては、出納責任者のもと管理体制を構築し、発注者が用意する金銭出納簿を作成のうえ、日々の収支等を適切に管理すること。

(3) 支払い手続き代行（口座振替・納付書払い・現金支出ほか）

- ・インターネットバンキングを活用した支払を行うこと
- ・インターネットバンキング月額手数料支払にあたり、実行委員会で用意する口座を管理すること。
- ・随時、発注者からの依頼に基づき支払い手続きを行うこと。
- ・小口支払等が生じた際は、発注者の依頼に基づき、銀行窓口へ同行し、口座より出金し納付書などの支払い手続きを行うこと。

【参考】年間支払い手続き代行件数 60 件（うち小口支払 10 件程度）

※なお、あくまでも予定である。

5 契約代金の確定

- ・支払い手続き代行回数については過去実績から算出しており、小口支払の件数については、変動する可能性があるため、概算である。そのため契約締結後に件数等が増減する場合がある。
- ・受注者は契約締結時に本仕様書別紙1「業務委託料内訳書（概算契約 精算用）」を発注者へ提出すること。
- ・支払い手続き代行回数に変動があった場合は、次の考え方にに基づき、契約代金の確定を行う。なお、契約代金の確定は、発注者が履行完了を確認した後に行うこと。

（算出方法）

支払い手続き代行予定回数と実回数との差に、契約締結時に発注者へ提示した単価を乗じて変更額を算出する。

6 提出書類

本仕様書別紙2「提出書類の様式（経常型用）」に記載の書類を各提出期限までに提出すること。

7 その他

- (1) 契約期間終了等により、次期業務受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要な情報等を遅滞なく提供すること。
- (2) 発注者との打ち合わせ等については、その都度、業務打ち合わせ書（議事録等）を作成すること。
- (3) 受注者は、委託業務の遂行上、知り得た情報を受注業務遂行の目的以外での使用及び第三者へ提供してはならない。
- (4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は業務委託料以外の費用を負担しない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (6) 一括再委託等の禁止
 - ①業務委託契約書第16条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 本仕様書「4 業務内容」に記載する業務
 - ②受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
 - ③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
 - ④地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
 - ⑤受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(7) 個人情報の取り扱いについて

委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。作成途上に発生した不要な印刷物等は、完全に裁断または焼却処分し、外部にその内容が漏れることのないようにしなければならない。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。